

## 広島市指定難病審査会運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する指定難病審査会として設置する広島市指定難病審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し、法及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 審査会は、市長の諮問に応じ、法第7条第2項の規定による審査を行うものとする。

2 審査会は、市長の諮問に応じ、法の規定による特定医療費（指定難病）の支給に係る認定等に関する事項を調査審議するものとする。

### (組織)

第3条 審査会は、委員20人以内をもって組織する。

### (会議)

第4条 審査会の会議は、委員への持ち回り又は書面により行う。

2 審査会の会議は、審査の対象である支給認定の申請に係る指定難病に関し学識経験を有する委員が行わなければならない。

3 審査会の議事は委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、緊急を要するため審査会の会議を開催する時間的余裕がないと認めるとときは、審査会の会議を開かないで、審査会の会議の目的である事項について提案をし、委員に意思表示を求めることができる。

5 前項の提案があった場合において、当該審査の対象である支給認定の申請に係る指定難病に関し学識経験を有する委員の過半数が書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の審査会の議決があつたものとみなす。

### (資料の提出等の要求)

第5条 審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

### (庶務)

第6条 審査会の庶務は、健康福祉局保健部健康推進課において処理する。

### (委任規定)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成30年2月6日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。